

[別紙1]

鳥取県農場認証普及推進事業補助金の事務手続きについて

補助金対象事業：農場HACCP（またはGAP認証等）に係る申請手数料等（HACCP推進農場の指定申請、農場HACCPまたはJGAP認証の初回審査の申請、農場HACCPまたはJGAP認証の中間（維持）審査の申請、農場HACCPまたはJGAP認証の更新審査の申請）

※書類は公益社団法人鳥取県畜産推進を経由して鳥取県農林水産部畜産課に提出することとなっています。

1. 交付申請提出

○下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

3. 実績報告書提出（年度内）

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書を受理してから実地に出向いて書類等を検査の上、補助金額を確定の後、別に通知する日までに支払い（振り込み）することとしています。

資料提出、問い合わせ先 公益社団法人鳥取県畜産推進機構 管理・経営支援部
鳥取県鳥取市末広温泉町723
0857-21-2790

資料提出、問い合わせ先 農林水産部農業振興戦略監畜産課
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
0857-26-7287 chikusan@pref.tottori.lg.jp